

株 主 各 位

大阪市天王寺区大道四丁目9番12号

愛 眼 株 式 会 社

代表取締役社長 下 條 三千夫

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号
ホテルアウィーナ大阪「金剛の間」（4階）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第59期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.aigan.co.jp>)に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際し提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.aigan.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

(添付書類)

事 業 報 告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題など海外の政治・経済情勢の不確実性や金融資本市場の変動の影響等により、景気の先行きは不透明な状況が続いてまいりました。また、個人消費につきましては、相次ぐ自然災害や株価下落などにより、消費者マインドは弱含んだものの、雇用・所得環境の改善を背景に持ち直しの動きが見られました。

このような状況のもと、当社グループは、競争力を強化するため、お客様に支持・信頼される店づくりとブランド価値の洗練化を図ることで、成長軌道の一段高いステージへのステップアップと企業価値の向上に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における経営成績は、主に眼鏡小売事業の既存店売上が前期比で僅かながら上回ったものの、売上高は16,231百万円(前期比0.7%減)と若干前年を下回り、売上総利益率は、主に品種別の売上構成比の変化によって0.3ポイント減少しました。一方、経費面では、経費コントロールの徹底に努めたことにより、販売費及び一般管理費は10,977百万円(前期比1.0%減)となりました。この結果、営業利益は224百万円(前期比6.2%減)、経常利益は307百万円(前期比3.0%減)となりました。また、特別損失として減損損失54百万円を計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は165百万円(前期比8.9%減)となりました。

当社グループにおける事業セグメントごとの状況は次のとおりです。

【眼鏡小売事業】

当社グループの中核事業である国内眼鏡小売事業につきましては、眼鏡専門店として永年培ってきた快適な視力・聴力補正を提供する安心の技術、高い専門性を要する納得の商品提案力と接客・サービス力の全てが結集した愛眼ブランドの競争優位性の強化に努めてまいりました。

商品につきましては、「目の健康」をテーマとして、お客様の幅広い年齢層の多岐にわたるニーズに対応した快適で機能的な高付加価値商品を開発することで、品質・価格の両面で競争力があり、お客様満足度の向上に繋がるお買い得商品の品揃えの拡充とマーチャンダイジングによる販売促進を進めてまいりました。

売上高につきましては、競争環境の激化の影響もあり、低価格帯商品の販売数の減少等により伸び悩みました。品種別では、サングラスは販売促進に努めましたが、前期比で若干減少しました。一方、補聴器は、お試しレンタルサービスとアフターケアがお客様よりご好評を頂いており、引き続き順調に推移しております。

店舗につきましては、不採算店を中心に6店舗を閉店し、既存店の活性化を目的とした改装を15店舗で実施いたしました。

この結果、眼鏡小売事業における売上高は15,464百万円（前期比0.5%減）、セグメント利益は315百万円（前期比4.4%減）となりました。

【眼鏡卸売事業】

眼鏡卸売事業につきましては、取引先に対する新商品の投入や販売支援に努めるとともに、新規取引先の開拓に取り組みましたが、売上高は467百万円（前期比2.4%減）となり、セグメント利益は1百万円（前期比38.8%増）となりました。

【写真館事業】

愛写館3店舗を営む写真館事業につきましては、成人式振袖レンタルキャンペーン、卒業式袴レンタルキャンペーンを始め、お子様向けにはお出かけ用七五三着物レンタルキャンペーンや小学校卒業式袴レンタルご相談会開催に注力するとともに、通販サイト「EC SHOP 愛写館」などにより新規顧客の集客・拡販に努めましたが、競争激化により厳しい状況が続いております。

この結果、写真館事業における売上高は152百万円（前期比6.0%減）、セグメント損失は44百万円（前期はセグメント損失39百万円）となりました。

【海外眼鏡販売事業】

海外眼鏡販売事業につきましては、中国での競争環境が引き続き厳しい状況にあるなか、採算の改善に努めておりますが、フランチャイズ店舗数の減少も影響し、売上高は146百万円（前期比6.6%減）、セグメント損失は13百万円（前期はセグメント損失13百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は、総額246百万円となりました。その主なものは、既存店舗の改装などであります。

③ 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、お客様からの支持・信頼の獲得に焦点を当てた諸施策の推進と経営資源の効率的活用を進め、事業収益の拡大を図ってまいります。組織面におきましても、業務の効率化と働き方改革に適切に対応し活性化を進めてまいります。

眼鏡小売事業につきましては、お客様ニーズに的確に対応した商品開発に注力し、素材・機能面において高品質で付加価値の高い商品の品揃えの充実を図るとともに、愛眼ブランドの競争優位性の確保と販促企画等マーケティング面の強化を継続して推進してまいります。

店舗につきましては、お客様にとって利便性が高い眼鏡チェーン店を目指し、5店舗の出店と、既存店の活性化を中心に約20店舗の改装を計画しております。また、不採算店を中心に4店舗の閉店を予定しております。

次期は、これらの営業戦略を推進し、売上高の伸長を図りつつ、経営コストの削減をさらに進めることで、収益基盤の強化を図ってまいります。

眼鏡卸売事業につきましては、新商品の投入や販売支援を通じて得意先の深耕を図るとともに、新規取引先の開拓に努めてまいります。

写真館事業につきましては、人生の節目節目の記念日を感動的で素敵な思い出にできる新商品の開発に注力するとともに、様々な販売促進ツールを活用して地域のお客様への認知度アップに取り組むことによって売上高の伸長を目指してまいります。

海外眼鏡販売事業につきましては、厳しい状況が続きますが、既存店の活性化や経費の見直しを行い、業績改善を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、こうした当社の取り組みに対するご理解を賜りますとともに、今後とも相変わりがせぬご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第56期 (2016年3月期)	第57期 (2017年3月期)	第58期 (2018年3月期)	第59期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売 上 高(百万円)	16,563	15,957	16,344	16,231
経 常 利 益(百万円)	210	11	317	307
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	43	△390	181	165
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	2.24	△20.11	9.34	8.50
総 資 産(百万円)	17,334	16,773	16,849	16,686
純 資 産(百万円)	14,438	13,991	14,171	14,223
1株当たり純資産額(円)	743.90	720.88	730.18	732.86

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第56期 (2016年3月期)	第57期 (2017年3月期)	第58期 (2018年3月期)	第59期 (当事業年度) (2019年3月期)
売 上 高(百万円)	16,184	15,588	15,988	15,891
経 常 利 益(百万円)	209	9	310	305
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	44	△382	160	165
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	2.31	△19.68	8.28	8.52
総 資 産(百万円)	17,193	16,654	16,700	16,551
純 資 産(百万円)	14,373	13,945	14,102	14,159
1株当たり純資産額(円)	740.59	718.51	726.63	729.58

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ネオック株式会社	64百万円	100.0%	国内における眼鏡小売
北京愛眼眼鏡有限公司	10百万円	100.0%	中華人民共和国における眼鏡卸・小売

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、眼鏡・サングラス・その他関連商品を取り扱う眼鏡専門店チェーンと写真館を展開しております。

(6) 主要な営業所 (2019年3月31日現在)

- ① 当社
- ・本社：大阪市天王寺区
 - ・店舗：眼鏡店 230店舗
写真館 3店舗
- ② 子会社
- i ネオック株式会社
- ・本社：大阪市阿倍野区
 - ・店舗：眼鏡店 8店舗
- ii 北京愛眼眼鏡有限公司
- ・本社：中華人民共和国北京市
 - ・店舗：眼鏡店 5店舗

(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
771 (430) 名	25名減 (4名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
722 (421) 名	22名減 (5名増)	44歳10ヵ月	20年9ヵ月

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
(2) 発行済株式の総数 21,076,154株
(自己株式1,667,879株を含む)
(3) 株主数 22,157名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 佐 々 興 産	2,138千株	11.02%
愛 眼 共 栄 会	928	4.78
愛 眼 従 業 員 持 株 会	748	3.86
株 式 会 社 瑞	635	3.27
佐 々 栄 治	616	3.18
佐 々 千 恵 子	442	2.28
佐 々 善 二 郎	375	1.94
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	352	1.81
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	340	1.76
下 條 三 千 夫	317	1.64

(注) 持株比率は、自己株式 (1,667,879株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状態
取締役会長	佐々栄治	北京愛眼眼鏡有限公司董事長
代表取締役社長	下條三千夫	
取締役	菅野忠司	経営企画室長
取締役	下條謙二	営業本部長 ネオック株式会社代表取締役
取締役	佐々昌俊	管理本部長
取締役	森重洋一	株式会社のぞみ合同会計社代表取締役
常勤監査役	叶雅文	
監査役	吉岡一彦	CORE法律事務所代表
監査役	山田吉隆	山田吉隆税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役森重洋一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉岡一彦氏及び山田吉隆氏は、社外監査役であります。
3. 監査役吉岡一彦氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役山田吉隆氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、森重洋一氏、吉岡一彦氏及び山田吉隆氏の3名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役	6名	62百万円
監 査 役	3名	8百万円
合 計	9名	71百万円

- (注) 1. 上記の報酬等の総額に、社外役員3名の4百万円を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、1988年6月29日開催の第28期定時株主総会において年額300百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第34期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役森重洋一氏は、株式会社のぞみ合同会計社の代表取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役吉岡一彦氏は、CORE法律事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役山田吉隆氏は、山田吉隆税理士事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役森重洋一氏は、当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役吉岡一彦氏は、当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査役会8回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役山田吉隆氏は、当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査役会8回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容（監査時間・配員等）、前事業年度における会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の基礎として、行動基準及びコンプライアンス規程を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。また、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

内部監査室は執行部門から独立した立場で、各部門の業務執行コンプライアンス状況等について監査を実施し、コンプライアンス委員会に結果報告を行う。

社内において、コンプライアンスに違反する行為又は行動基準に反する問題が生じた場合、担当窓口に相談・通報できるように、内部通報制度を整備することとする。

監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たないことを基本とし、また、反社会的勢力からのアプローチや不当な要求を受けた場合には、警察、顧問弁護士等と連携を図りながら組織的に対応することとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規定に基づき、情報を文書又は電子媒体にて保存・管理を行う。取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。リスク管理委員会を設置し、当社の業務執行に係る個々のリスクを確認し、その把握と管理、個々のリスクの防止策についての体制を整える。不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し、迅速な対策を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

財務報告の信頼性を確保するための体制として、当該財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価の実施を内部監査室が統括し、是正措置を構築していく中で、各業務部署の責任の下で有効かつ効率的な整備・運用を図っていくものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定時取締役会を月1回定時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、必要に応じて適宜機動的に臨時取締役会を開催する。
経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、取締役が出席する経営会議を毎月1回開催し、多面的な検討を行い、その審議を経て執行の決定を行うものとする。
業務執行については、営業本部長及び管理本部長が社長との連携のうえ、各部門長の執行を監督する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ企業に適用する行動指針として、当社行動基準をグループ企業にも適用し、当社のコンプライアンス体制の監視・監督を受けるものとする。
当社の取締役等が子会社の役員に就任し、その職務遂行状況の報告を定期的に受けるものとする。
子会社の重要な決定事項には、事前に協議検討し、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
社内規程に基づき、主管する部門を通じて業務運営やリスク管理等について、子会社への指導・支援を行う。また、定期的に財務状況等の報告を受けるものとする。
監査役と内部監査室は連携のうえ、子会社の監査を実施するものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助するため、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の任命、異動、人事考課等については監査役会の承認を得なければならない。
監査役より、監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部監査室長の指揮命令を受けない。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役にその都度報告するものとする。

監査役に報告した者に対して報告したことを理由として不利な取扱いを行わないこととする。

監査役は取締役会のほか経営会議等に出席するとともに、重要な業務執行に係る重要文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人にその説明を求めることとする。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払等を請求したときは当該費用等が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会、内部監査室及び会計監査人は、連携を密にし、必要の都度お互いに意見交換・情報交換を実施し、監査の効率性、有効性を高めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は、以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス・リスク管理について

コンプライアンス規程に基づきコンプライアンス委員会、リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を設置し、当事業年度においてコンプライアンス委員会を5回、リスク管理委員会を8回開催しております。その中でコンプライアンス管理の充実やリスクへの対応の強化について問題点の抽出や解決策等を討議し、必要に応じて代表取締役へ報告することとしております。また、内部通報制度の運用状況のレビューも行いました。

反社会的勢力の排除については、新規取引先との契約締結時に反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としているほか、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を継続的に実施しました。

② 重要な会議の開催状況について

毎月1回開催される定時取締役会において、事業の健全な発展と業務の適正化を図るため、経営課題等についての討議を行っております。

更に、意思伝達の迅速化と統一のため、毎月1回開催される経営会議において社内の連携強化と情報の共有化を図っております。

③ 取締役の職務執行について

取締役会は15回開催し、各議案についての審議、業務執行状況の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

④ 監査役の職務執行について

監査役会は8回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役は、取締役会のほか常勤監査役を中心に経営会議等の重要な会議に出席し、稟議書等の閲覧を毎月行っており、監査の実効性の向上を図っております。

⑤ 内部監査の実施について

内部監査室は年度監査計画に基づき、職務執行の状況、規程の運用状況、コンプライアンスへの適合性等について内部監査を実施いたしました。

財務報告の信頼性に関する評価並びに各部署における業務プロセスの運用状況については、内部監査室が計画的に実施する業務プロセス監査において検証を行っております。

また、その状況や結果については、代表取締役及び監査役会に報告しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,691	流動負債	1,909
現金及び預金	5,414	支払手形及び買掛金	641
受取手形及び売掛金	970	未払法人税等	105
商品及び製品	2,078	賞与引当金	86
原材料及び貯蔵品	27	その他	1,075
その他	204	固定負債	553
貸倒引当金	△2	繰延税金負債	26
固定資産	7,994	再評価に係る繰延税金負債	6
有形固定資産	3,118	資産除去債務	329
建物及び構築物	1,015	リース債務	26
土地	1,887	その他	164
リース資産	0	負債合計	2,463
その他	215	(純資産の部)	
無形固定資産	29	株主資本	16,604
リース資産	21	資本金	5,478
その他	8	資本剰余金	6,962
投資その他の資産	4,847	利益剰余金	5,214
投資有価証券	932	自己株式	△1,050
敷金及び保証金	3,289	その他の包括利益累計額	△2,380
その他	624	その他有価証券 評価差額金	63
資産合計	16,686	土地再評価差額金	△2,471
		為替換算調整勘定	26
		純資産合計	14,223
		負債純資産合計	16,686

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		16,231
売 上 原 価		5,029
売 上 総 利 益		11,202
販売費及び一般管理費		10,977
営 業 利 益		224
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	20	
保 険 配 当 金	15	
受 取 家 賃	71	
そ の 他	46	154
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	27	
賃 貸 費 用	42	
そ の 他	1	71
経 常 利 益		307
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	9	9
特 別 損 失		
投資有価証券売却損	1	
投資有価証券評価損	4	
減 損 損 失	54	61
税金等調整前当期純利益		255
法人税、住民税及び事業税	91	
法人税等調整額	△1	90
当 期 純 利 益		165
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		165

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	5,478	6,962	5,108	△1,050	16,497
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△58		△58
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			165		165
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	106	△0	106
当 期 末 残 高	5,478	6,962	5,214	△1,050	16,604

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	113	△2,471	31	△2,325	14,171
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△58
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					165
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△49		△5	△54	△54
当 期 変 動 額 合 計	△49	—	△5	△54	51
当 期 末 残 高	63	△2,471	26	△2,380	14,223

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,402	流動負債	1,855
現金及び預金	5,207	支払手形	245
受取手形	10	買掛金	362
売掛金	947	未払金	379
商品	2,015	未払法人税等	104
貯蔵品	26	前受金	343
前払費用	107	賞与引当金	86
その他	89	その他	333
貸倒引当金	△2	固定負債	536
固定資産	8,149	繰延税金負債	26
有形固定資産	3,100	再評価に係る繰延税金負債	6
建物	984	資産除去債務	316
構築物	21	リース債務	26
工具、器具及び備品	203	その他	160
土地	1,882	負債合計	2,391
リース資産	0	(純資産の部)	
建設仮勘定	8	株主資本	16,567
無形固定資産	29	資本金	5,478
ソフトウェア	8	資本剰余金	6,962
リース資産	21	資本準備金	6,962
投資その他の資産	5,019	利益剰余金	5,177
投資有価証券	923	利益準備金	347
関係会社株式	201	その他利益剰余金	4,830
出資金	0	別途積立金	4,939
関係会社出資金	86	繰越利益剰余金	△108
敷金及び保証金	3,193	自己株式	△1,050
その他	615	評価・換算差額等	△2,407
資産合計	16,551	その他有価証券 評価差額金	63
		土地再評価差額金	△2,471
		純資産合計	14,159
		負債純資産合計	16,551

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,891
売 上 原 価		4,983
売 上 総 利 益		10,908
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,692
営 業 利 益		216
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	13	
保 険 配 当 金	15	
受 取 家 賃	69	
そ の 他	58	157
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	27	
賃 貸 費 用	40	
そ の 他	0	68
経 常 利 益		305
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9	9
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4	
減 損 損 失	54	61
税 引 前 当 期 純 利 益		253
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	89	
法 人 税 等 調 整 額	△1	87
当 期 純 利 益		165

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	5,478	6,962	6,962	347	4,939	△215	5,070	△1,050	16,460
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△58	△58		△58
当 期 純 利 益						165	165		165
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	107	107	△0	106
当 期 末 残 高	5,478	6,962	6,962	347	4,939	△108	5,177	△1,050	16,567

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	113	△2,471	△2,357	14,102	
当 期 変 動 額					
剰余金の配当				△58	
当 期 純 利 益				165	
自己株式の取得				△0	
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	△49		△49	△49	
当期変動額合計	△49	—	△49	57	
当 期 末 残 高	63	△2,471	△2,407	14,159	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

愛眼株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浅井 愁 星 ㊤
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小松野 悟 ㊤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、愛眼株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛眼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

愛眼株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浅井 愁 星 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小松野 悟 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛眼株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び抜粋した事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、決裁書類等を閲覧し、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

愛眼株式会社 監査役会

常勤監査役 叶 雅 文 ⑩

監査役(社外監査役) 吉 岡 一 彦 ⑩

監査役(社外監査役) 山 田 吉 隆 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第59期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに経営体質の強化と将来の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円 総額77,633,100円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月28日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	佐々栄治 (1945年8月19日)	1968年3月 当社入社 1979年1月 当社第1営業部商品部長 1979年1月 当社取締役 1982年3月 当社第1営業部長 1987年5月 当社経営企画室長 1988年4月 当社管理本部長兼総務部長 1989年4月 当社常務取締役 1991年3月 当社管理本部長 1993年4月 当社専務取締役 2003年6月 当社代表取締役社長 2011年6月 当社取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 北京愛眼眼鏡有限公司董事長	616,289株
<p>【取締役候補者とした理由】 佐々栄治氏は、当社で商品、経営企画部門の業務を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2011年6月より当社の取締役会長を務めており、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適任であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	しも じょう み ち お 下 條 三 千 夫 (1949年12月19日)	1972年3月 当社入社 1987年5月 当社愛眼事業部西部営業部長 1987年6月 当社取締役 1989年5月 当社愛眼事業本部西部営業部長 1993年4月 当社愛眼事業本部西部兼中部営業部長 1995年7月 当社愛眼西部営業本部長 1999年10月 当社常務取締役 2003年4月 当社営業本部長 2003年6月 当社専務取締役 2011年6月 当社代表取締役社長(現任)	317,414株
<p>【取締役候補者とした理由】 下條三千夫氏は、当社で営業部門の業務を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2011年6月より当社の代表取締役社長を務めており、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適任であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
3	すが の た だ し 司 菅 野 忠 司 (1952年4月18日)	1975年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 2004年3月 株式会社オージョイフル(現DCMダイキ株式会社) 取締役管理本部長 2009年3月 DCMホールディングス株式会社経営企画統括部経営企画室マネージャー 2011年6月 当社常勤監査役 2015年6月 当社取締役経営企画室長(現任)	12,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 菅野忠司氏は、金融業界に長く在籍した経験と経営企画部門における豊富な経験と幅広い見識を有し、2015年6月より当社の取締役を務めており、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適任であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	しも じょう けん じ 下 條 謙 二 (1955年7月6日)	1978年3月 当社入社 2012年10月 当社執行役員東部営業部長 2014年7月 当社執行役員営業副本部長 2015年4月 当社執行役員営業本部長 2015年6月 当社取締役営業本部長 (現任) 2018年7月 ネオック株式会社代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ネオック株式会社代表取締役	225, 100株
<p>【取締役候補者とした理由】 下條謙二氏は、当社で営業部門の業務を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2015年6月より当社の取締役を務めており、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適任であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
5	さつ さ まさ とし 佐 々 昌 俊 (1971年8月31日)	1994年4月 当社入社 2011年4月 当社A i s y 営業部長 2014年10月 当社営業企画室長 2015年4月 当社管理本部長 2015年6月 当社取締役管理本部長 (現任)	274, 726株
<p>【取締役候補者とした理由】 佐々昌俊氏は、当社で営業企画部門の業務を担当するなど豊富な経験と見識を有し、2015年6月より当社の取締役を務めており、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適任であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	もり しげ よう いち 森 重 洋 一 (1963年6月22日)	1987年3月 朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入所 1998年10月 同監査法人マネージャー 2001年7月 森重・関根公認会計士事務所(現株式会社のごみ合同会計社)開設、同公認会計士(現任) 2003年6月 当社監査役 2014年1月 B C C株式会社監査役(現任) 2015年6月 当社取締役(現任)(重要な兼職の状況) 株式会社のぞみ合同会計社代表取締役	3,900株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 森重洋一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高い見識を有し、2015年6月より当社社外取締役を務めており、独立公正な立場で経営監督機能を果たすために適任であると判断したため、同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>			
※7	やま だ よし たか 山 田 吉 隆 (1951年5月16日)	2007年7月 豊岡税務署長 2008年7月 国税庁長官官房大阪派遣主任 国税庁監察官 2010年7月 芦屋税務署長 2012年8月 公益社団法人天王寺納税協会専務理事 2012年9月 税理士登録 2012年9月 山田吉隆税理士事務所代表(現任) 2015年6月 当社監査役(現任)(重要な兼職の状況) 山田吉隆税理士事務所代表	1,500株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 山田吉隆氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての専門の見地や税務に関する高い見識を有し、2015年6月より当社社外監査役を務めており、独立公正な立場で経営監督機能を果たすために適任であると判断したため、同氏を社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※は、新任候補者であります。
3. 森重洋一氏及び山田吉隆氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。両氏が取締役に就任した場合、引き続き株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定であります。
4. 森重洋一氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 山田吉隆氏は、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 森重洋一氏及び山田吉隆氏は当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かのう まさ ふみ 叶 雅 文 (1958年9月23日)	1982年3月 当社入社 2012年4月 当社経営企画室長 2014年4月 当社経理部長 2015年6月 当社常勤監査役(現任)	5,000株
	<p>【監査役候補者とした理由】 叶雅文氏は、当社で経営企画、経理部門の業務を担当するなど豊富な経験と見識を有し、2015年6月より当社監査役を務めており、客観的かつ公正な立場で、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を引き続き監査役候補者といたしました。</p>		
2	よし おか かず ひこ 吉 岡 一 彦 (1947年9月18日)	1977年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 1985年11月 明和法律事務所(現CORE法律事務所)代表(現任) 2000年4月 大阪弁護士会副会長 2005年3月 寺内株式会社社外取締役 2011年4月 日本弁護士連合会常務理事 2015年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) CORE法律事務所代表	1,500株
	<p>【社外監査役候補者とした理由】 吉岡一彦氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な実績や見識を有し、2015年6月より当社社外監査役を務めており、客観的かつ公正な立場で、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
※ 3	あか 明 し 石 けい 敬 こ 子 (1958年1月7日)	2008年7月 国税庁長官官房大阪派遣国税 庁監察官 2012年7月 国税訟務官 2013年7月 酒類業調整官 2014年7月 灘税務署長 2016年7月 伊丹税務署長 2019年3月 税理士登録 2019年4月 明石敬子税理士事務所代表 (現任) (重要な兼職の状況) 明石敬子税理士事務所代表	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 明石敬子氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士としての専門的見地や税務に関する高い見識を有し、客観的かつ公正な立場で、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を社外監査役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。
3. 吉岡一彦氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。同氏が監査役に就任した場合、引き続き株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定であります。
4. 明石敬子氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定であります。
5. 吉岡一彦氏は、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 吉岡一彦氏は当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 明石敬子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
つか もと よし ひさ 塚 本 純 久 (1967年2月18日)	2000年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2005年5月 公認会計士登録 2014年2月 税理士登録 2014年2月 塚本公認会計士事務所代表(現任) 2014年5月 アルテ監査法人パートナー 2016年1月 株式会社オフィストゥーカム設立代表取締役(現任) 2017年3月 株式会社SAMBAR(現株式会社SamuraiGamers)監査役(現任) 2017年3月 神戸天然物化学株式会社監査役(現任) 2017年8月 アルテ監査法人 代表社員(現任) 2017年8月 株式会社オステオファーマ監査役(現任) 2018年12月 BCC株式会社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 塚本公認会計士事務所代表 株式会社オフィストゥーカム代表取締役 神戸天然物化学株式会社監査役 アルテ監査法人代表社員	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 塚本純久氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する高い見識を有し、客観的かつ公正な立場で、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を補欠の社外監査役候補者といたしました。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 塚本純久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任することとなった場合、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定であります。

3. 塚本純久氏が監査役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以 上

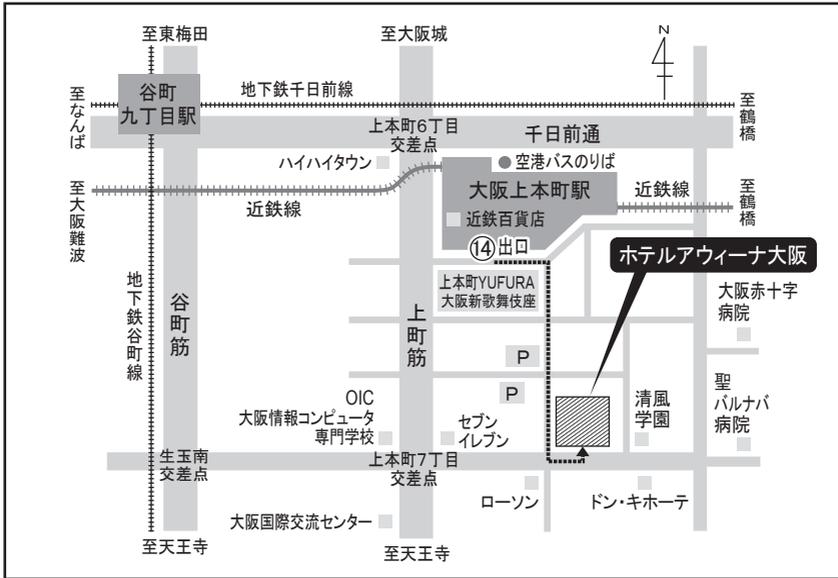
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 15 lines.

株主総会会場ご案内図

(会場) 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号
ホテルアウィーナ大阪「金剛の間」 (4階)
電話 06(6772)1441

- ・近鉄大阪上本町駅14番出口より徒歩約3分
- ・地下鉄<谷町線・千日前線>谷町九丁目駅より徒歩約8分



(なお、駐車場の準備はいたしていませんので、あしからず)
(ご了承くださいますようお願い申し上げます。)